

【諮問第 1 3 3 号】

1 7 川情個第 6 4 号

平成 17 年 10 月 18 日

川崎市教育委員会
委員長 宮 田 進 様

川崎市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 安 富 潔

公文書開示請求に対する拒否処分に係る不服申立てについて（答申）

平成 16 年 10 月 29 日付け 16 川教庶第 834 号をもって川崎市教育委員会委員長から諮問のありました公文書開示請求に対する拒否処分に係る不服申立てについて、次のとおり答申します。

1 審査会の結論

不服申立人の公文書開示請求に対する実施機関(川崎市教育委員会)の拒否処分(以下「本件処分」という。)は、妥当である。

2 不服申立ての趣旨及び経緯

(1) 平成16年9月2日、不服申立人は川崎市情報公開条例(平成13年川崎市条例第1号。以下「条例」という。)第7条第1項の規定に基づき、実施機関に対して、請求に係る公文書の内容を次のとおりとする公文書の開示請求(以下「本件請求」という。)を行った。

「実施機関教育委員会が平成11年10月25日になした不承諾処分書のすべてただし、下記の請求承認通知書以外の処分通知書(以下「本件対象文書」という。)

記

平成11年10月25日 11川教庶第681号 個人情報閲覧等請求承諾通知書」

(2) 本件請求に対し、実施機関は平成16年9月16日付け16川教庶第722号により、業務繁忙を理由として同年11月1日までの諾否の決定期間延長を行った後、同年10月7日付け川教庶第681号により、本件対象文書は不存在であることを理由とする本件処分を行った。

(3) 本件処分に対し、不服申立人は申立ての趣旨を「請求拒否処分を取消し、文書不存在を理由とした文書を公開せよ」とし、その理由を「教育委員会会議で議決等した文書不存在理由、すなわち処分理由説明を受けてから、異議理由を述べます」とする不服申立てを行った。(当審査会諮問第133号)

3 不服申立人の主張要旨

平成17年6月21日付け意見書及び同日実施した意見陳述によれば、不服申立人の主張要旨は、次のとおりである。

実施機関の請求拒否理由は、「〔文書不存在のため〕としました」とし、その考え方は「平成11年10月25日 11川教庶第681号 個人情報閲覧等請求承諾通知書と対をなすものと思われます」が、「委員会にはこの通知書以外は存在しないことから、それを理由に拒否したもの」としている。

本件請求拒否処分は、「存在しない」という理由以外に何一つ理由なき処分であり、客観的かつ合理的理由付記なき処分であるから、請求拒否処分を取り消し、公開の原則に基づき、閲覧請求文書を公開することを求める。

処分理由説明書中に、全部承諾処分と「対をなすものと思われる」と閲覧請求文書の存在を認めながら、一方で「この(全部承諾処分をさす)通知書以外存在しない」との矛盾ある処分理由説明部分がある。この言い分によれば承諾処分はあるが、不承諾処分はないと言うように聞こえるが、川崎市長や川崎市教育委員会は横浜地方裁判所に書面や口頭で「不承諾処分をした」と何度も主張する事実と対比すればその矛盾は明白で信用できない。

仮に、全部承諾処分は不承諾処分でもあると強弁しているのであれば、その根拠と

なる通知書中に存在する不承諾処分箇所と理由箇所を摘示し、承諾処分と不承諾処分を混在させた処分通知書の違法・不当性の指摘も必要である。さらに、本件閲覧請求は不承諾処分通知書が請求対象文書であるから、文書不存在を理由とする請求拒否処分は違法な処分である。全部承諾処分通知書を請求対象文書として承諾処分としなければならないのである。

また、本件処分の専決は適正手続を踏んだ諾否処分であるか否か、諮問手続も同様に適正な手続を経由した諮問であるか否か、諾否処分手続および諮問手続上の検証は不可欠である。なぜなら、違法・不当・無効な行政処分は、信頼関係の上に構築されている情報公開制度体制の根幹を揺るがすものであり、不服申立てや業務遂行上の支障を来すなどの非効率的行政運営の原因となるからである。

4 実施機関の主張要旨

平成17年3月3日付け処分理由説明書及び同年5月17日実施の処分理由説明聴取によれば、実施機関の主張要旨は、次のとおりである。

本件請求に係る対象文書は、不服申立人が平成16年9月2日付けで行った開示請求に係る対象文書「平成11年10月25日 11川教庶第681号 個人情報閲覧等請求承諾通知書」と対をなすものと思われるが、実施機関にはこの通知書以外は存在していないことから、それを理由として本件請求を拒否したものである。

5 審査会の判断

(1) まず、不服申立人の平成16年9月2日付個人情報閲覧等請求に対する不承諾処分通知書が存在するか否かについて検討する。

当審査会が実施機関より処分理由説明書及び処分理由説明聴取において確認したところ、上記個人情報閲覧等請求については、請求者の個人情報以外の部分は黒塗りしたが、請求者の個人情報についてはすべて開示したとの理解のもとに、「平成11年10月25日 11川教庶第681号 個人情報閲覧等請求承諾通知書」により、請求者の個人情報についての全部承諾と、請求者の個人情報以外の黒塗り部分の不開示処分とを同時に行なったものと認められ、そのため実施機関は、これとは別に不承諾処分書は存在せず、また、不服申立人の件以外の同日付不承諾処分書も存在しないと説明している。

よって、当審査会としては、当該対象公文書の存在をうかがわせる格別の理由を認めることはできず、実施機関の本件処分は妥当である。

(2) また、不服申立人は、上記承諾処分が不承諾処分でもあるのであれば、全部承諾処分通知書を請求対象として承諾処分としなければならないとも主張するが、不服申立人の公文書開示請求書において上記承諾通知書は対象文書から除外されているのであるから、これを対象文書と解することはできない。

なお、平成11年10月25日付「11川教庶第681号 個人情報閲覧等請求承諾通知書」については、不服申立人に開示された文書中、請求者の個人情報でないとい

される部分は黒塗りされていたのに、実施機関が全部承諾処分としたことは、すでに川崎市個人情報保護審査会第90号事件において答申したとおり、違法であるとはいえないが不適當である。

すなわち、個人情報保護条例によって開示請求できるのは請求者の個人情報に限られるが、実施機関が請求者の個人情報ではないという理由で不開示とした部分についても、請求者は自己の個人情報であるとして争う可能性があるのであるから、個人情報に該当しないとした部分を不開示としたことにつき理由を付記せず、不服申立ての教示も行わないことは不適當である。

もっとも、実施機関は、本件の処分理由説明聴取において、今後、対象文書に黒塗り部分がある場合には、部分開示とすべきと考えていると述べているところではあるが、当審査会としても、前記第90号事件答申の趣旨を尊重し、これに沿う対応をすることを要請するものである。

また、不服申立人は、本件処分の専決や諮問手続が適正に行われたものであるかどうかの確認も必要と主張するが、当審査会において、この点に関して問題とするような特段の事情はうかがわれない。

以上の理由により、前記1に記載の審査会の結論のとおり答申する。

川崎市情報公開・個人情報保護審査会（五十音順）

委員	青柳	幸一
委員	安達	和志
委員	小坏	淳子
委員	杉原	麗